

中之条町告示第74号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、同法第19条第7項の規定により公告し、地域計画（変更案）を縦覧に供する。

中之条町の住民は、地域計画（変更案）について下記縦覧期間満了の日までに意見を提出することができる。

令和7年6月18日

中之条町長 外丸 茂樹



1. 中之条町地域計画（案）の縦覧及び意義申し出期間

自 令和7年 6月 19日

至 令和7年 7月 2日

文書にて中之条町役場（農林課へ）中之条町大字中之条町1091番地

2. 中之条町地域計画（案）の縦覧場所

中之条町役場（農林課） 中之条町大字中之条町1091番地